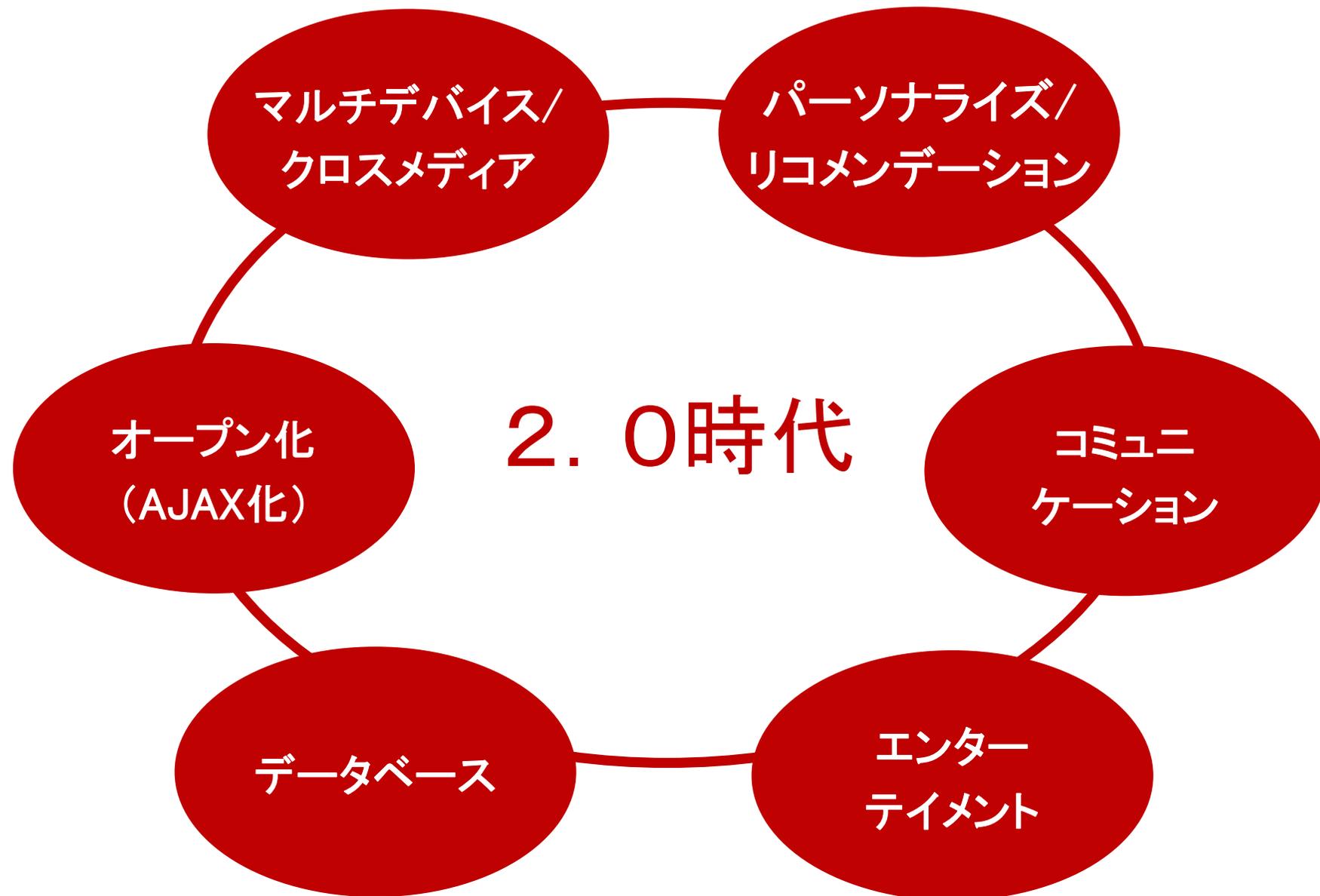




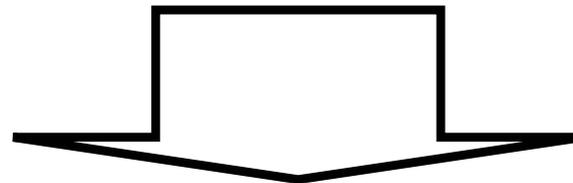
フィルタリングの原則化について

楽天株式会社 関 聡 司 | 2008年1月29日



携帯電話でのインターネット利用

- 青少年の表現の場の提供⇒健全な青少年育成
- 新たな「ケータイ文化」の勃興
- コンテンツ産業の発展に寄与
- ITリテラシーの向上に寄与



- 情報流通の活性化は、将来の国力にも影響。
- 過剰な情報遮断(=言論統制につながりかねない)をすべきではなく、できる限り利用者の個別判断に委ねるべき。

■ 規制・~~困~~い込み

- 魅力（引力）のアップ
 - Transaction Costを下げる
 - Transaction Frictionを下げる
- 倫理観の啓蒙活動

OPENかつ健全な
プラットフォームに

■違法有害情報対策は、次の措置なども含め、バランス良く総合的に取り組んでいくことが必要。

①青少年や保護者(親権者等)に対する啓蒙活動

⇒ネガティブ情報も含めた情報提供＋家庭内での十分な議論

②コンテンツ事業者の自主的措置

■青少年を違法有害情報からどのように保護するのは、最終的には保護者の判断に委ねるべき。

⇒十分な情報と選択肢を提供

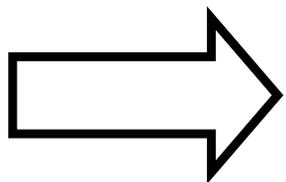
■情報をブロックするとしても、その対象は最小限にすべき。

青少年への影響度合いも踏まえ、
不適切な表現・コンテンツの流通に対して自主的に対応

- 規約等で不適切な内容の書き込み等を禁止
- 不適切な内容の書き込みがあった場合の削除
- トラブルにならないための利用者への注意喚起
- 通報の仕組み
- 関係省庁との連携

無視できない種々の問題点があるにもかかわらず、その点が解決されないままにフィルタリング原則化が進められてしまう現状に、大きな懸念。

- ①本検討会において複数の委員から問題点を指摘されているが、それらが施策に十分反映されていない。
- ②総務大臣が要請している「健全なコンテンツビジネスの展開の妨げとならないよう配慮」をしている状態にはなっていない。
- ③携帯キャリアが行おうとしている各措置に関して、当該措置をとる理由や内容の適切性等につき、十分な説明がされていない。

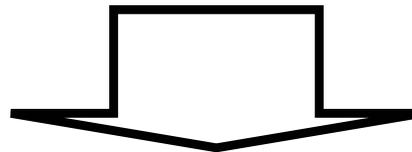


再検討が必要

青少年の表現の自由やSNS、ブログ等のコミュニケーション手段を過度に制限すること

■インターネットの特性

- インターネットは、従来のメディアと比べて、時間的空間的制約を超えて双方向にコミュニケーションを図れる点にある。
- SNS、ブログ等は、そのようなコミュニケーション手段を提供するもの。
- 交流を図る手段・知る手段が提供されることは、青少年の健全な育成にも有用である。



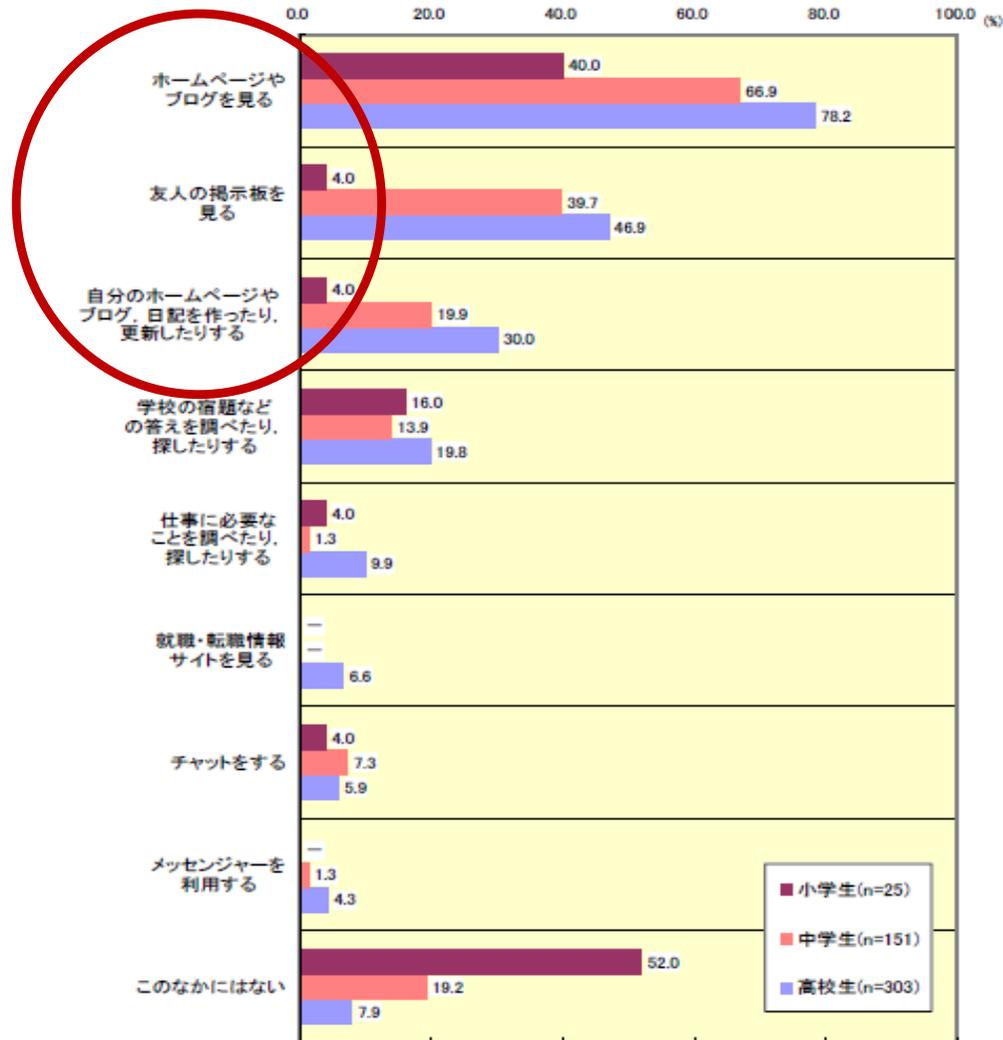
- 出会い系サイトなど厳に問題の大きいサイト以外のサイトまで大幅に制限するのは、行き過ぎである。
- 青少年がインターネットを利用して健全にコミュニケーションする機会を奪うもの。

■ インターネットの特性は、双方向のコミュニケーションにある。

■ 内閣府のアンケート調査によると、青少年も、そのような特性を踏まえ、携帯電話でのインターネット利用で多いものは、HP、ブログ、掲示板等「コミュニケーション」に関わるものとなっている。

携帯電話等で情報サイトにアクセスして行うこと(小・中・高校生)

(複数回答)



-: 回答者がいないもの

(出典:平成19年3月内閣府実施「第5回情報化社会と青少年に関する意識調査(速報)」)

制限される例: ブログ上の災害情報提供までもがブロック 楽天天

現状の携帯キャリアのブラックリストでは、以下のようなブログを活用した地方公共団体の災害情報等のサイトもアクセス不可になる。

■ 当社の「楽天ブログ」を地方公共団体に無償提供

■ 掲載内容

- ・地震・風水害等の自然災害及び感染症等の危機発生情報
- ・危機管理・防災に関する地方公共団体からのお知らせ
- ・危機管理・防災に関する各種イベント、マメ知識 等

■ 特徴

- ・危機・災害発生時、情報の即時提供が可能
- ・PC・携帯電話からもアクセス可能
- ・災害等により地方公共団体のサーバが停止した場合、代替インフラとして機能

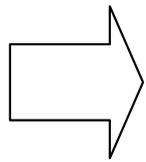
The screenshot shows a Rakuten Blog page for 'Saitama Prefecture Crisis Management & Disaster Information'. The page features a header with the title '埼玉県 危機管理・災害情報' and a navigation menu including Home, Diary, Profile, Auction, BBS, Bookmarks, and Shopping List. A calendar for January 2008 is visible, with the 18th highlighted. A category list includes '未分類(0)', '危機・災害情報(0)', '県からのお知らせ(10)', and '危機管理マメ知識(7)'. A bookmarked section lists '自治体情報', '埼玉県の防災情報', '県内市町村へのリンク', and '他の都道府県へのリンク'. A free page section includes '分野別リンクのページ' and '安否確認のページ'. A mail section offers 'メッセージを送る' and '友達にすすめる'. A mobile section is also present. The main content area contains a disclaimer, a link to '県の気象、警報・注意報、地震等の現況', and a section titled 'いざという時に備えて' with advice on communication and knowledge during disasters. A red banner at the bottom indicates '埼玉・危機管理の日記 [全17件] RSSリーダーに登録'.

仕組みに不備のある現状のフィルタリングをむやみに推奨・普及させる施策であること

- 健全なサイトまでアクセスが不可になる。
 - ーホワイトリスト方式・ブラックリスト方式のどちらにしても広範囲にアクセス不可。
 - ー総務大臣が要請している「健全なコンテンツビジネスの展開の妨げとならないよう配慮」をしている状態にはなっていない。
- 保護者が導入の可否につき適切に判断できない。
 - ーフィルタリング導入可否の判断は、最終的には、保護者とされている。
 - ーどのようなサイトまで制限されてしまうかなど弊害についても十分な情報が保護者に確実に提供されるべきであるが、現状ではそれが担保されていない(同意書、説明リーフレット、CMなどの説明内容はマイナス面について十分触れていない)。
 - ー保護者がブロック対象を細かく指定できない。

■NTTドコモ、KDDI:「ホワイトリスト方式」を原則化

- 公式サイト以外の一般サイトはアクセスできない。
- 公式サイトでもホワイトリストの基準に合致していないとアクセスできない。



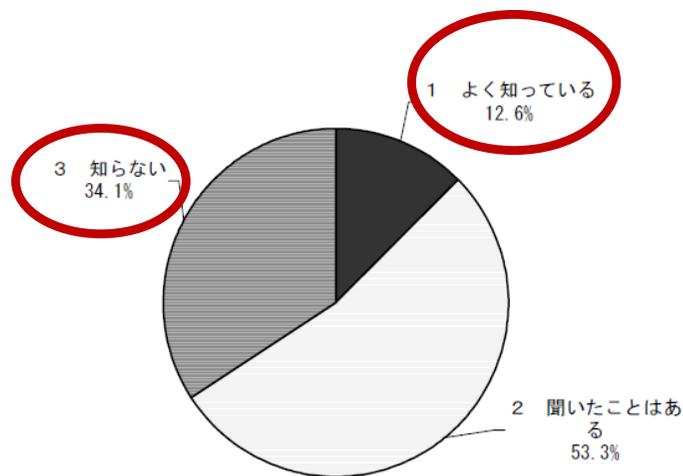
大多数の健全なサイトにアクセスできない。
フルブラウザでは、全てブロックされる。

■ソフトバンクモバイル、ウィルコム:「ブラックリスト方式」を原則化

- ブログ、SNS等健全なコミュニケーションサイトがアクセスできない。

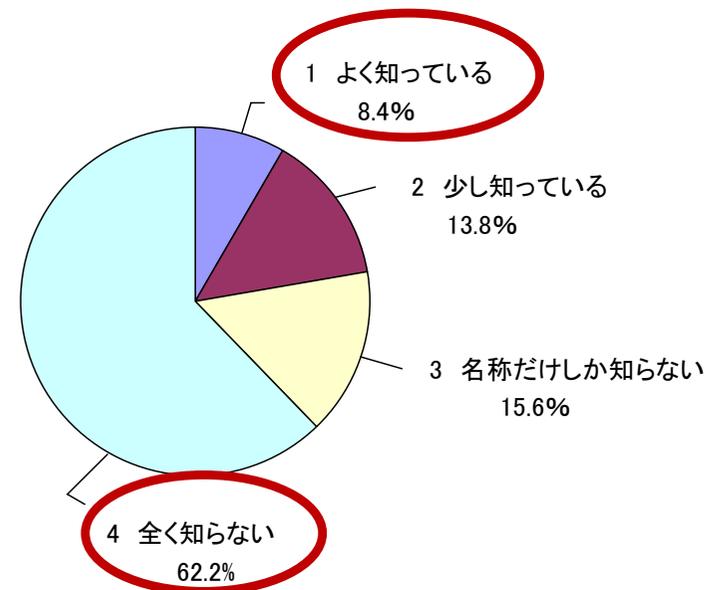
- 「よく知っている」は、総務省の調査でも、内閣府の調査でも、約1割に過ぎない。
- 「知らない」は、総務省の調査では、約3割であるが、内閣府の調査では、約6割にものぼる。

【総務省の調査】



(出典:平成19年1月総務省実施「平成18年度電気通信サービスモニターに対するアンケート調査」)

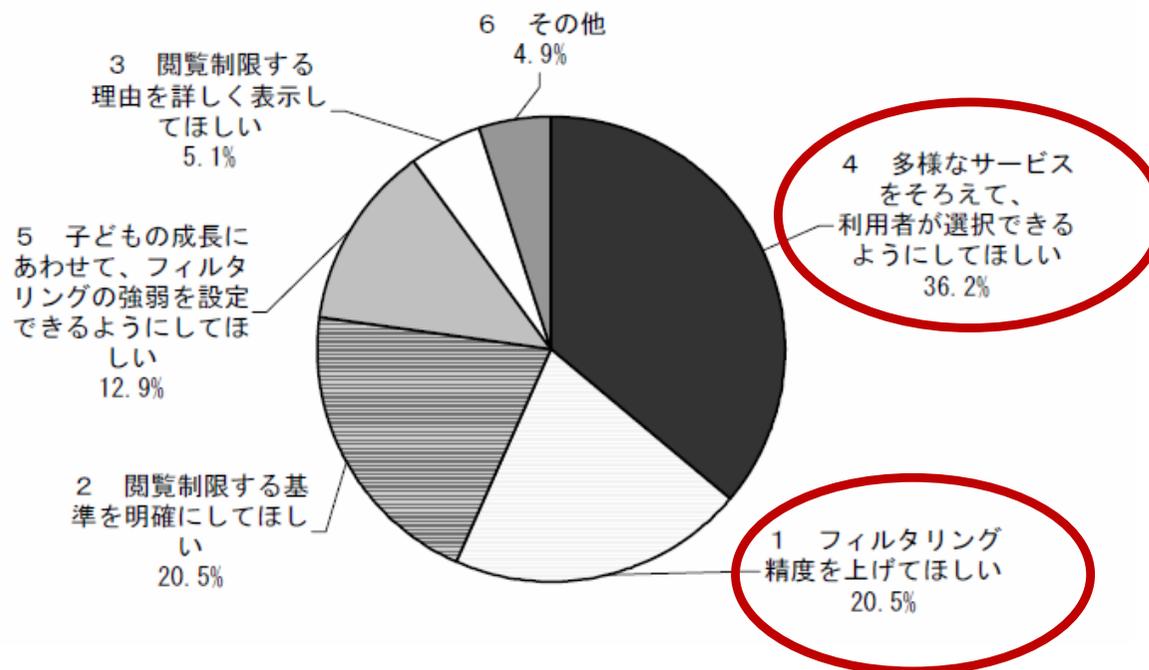
【内閣府の調査】



(出典:平成19年11月内閣府実施「インターネット上の安全確保に関する世論調査」)

■総務省のアンケート調査によれば、携帯電話でのフィルタリングに対しては、以下のような改善要望がある。

- 多様なサービスによる利用者の選択 約4割
- (有害なサイトのみを制限するように)精度を上げる 約2割



(出典:平成19年1月総務省実施「平成18年度電気通信サービスモニターに対するアンケート調査」)

公正な競争環境が確保されないおそれがあること・アクセスの可否がボトルネック性を有する携帯キャリアの基準で決まってしまうこと

- フィルタリングONとした場合に制限対象となるサイトは、携帯キャリアが決定する仕組みである。
- 価値観・主義主張に関わるコンテンツ(政党サイト、宗教サイト等)の有害性まで携帯キャリアが判断する仕組みとして不適當。
- 独占禁止法や電気通信事業法上問題になるような競争制限的行為が発生しないかを懸念。

- フィルタリング原則化の当否について、他の方法とのバランス・組合せも含め、原則化を進める前に十分な議論が必要。
- フィルタリングを利用するとしても、その適正な実施のあり方(設定主体、ブロック対象の限定など)を検討することが必要不可欠。
 - ①フィルタリング対象を保護者・未成年者が主体的に選択できる仕組みとすべきではないか。
 - ーネガティブ情報も含め十分な情報提供を携帯キャリアが実施する。
 - ー携帯キャリアがフィルタリング対象を決めるのではなく、保護者・未成年者が、きめ細かい選択肢の中から主体的に選択できる仕組みを提供する。
 - ②ホワイトリスト方式を原則化することは不適當ではないか。
 - ③ブラックリスト方式の運用(設定主体、基準など)は現行のままでよいのか。「SNS・ブログ・掲示板サービス等は出会い系サイトとして悪用されうる場合がある」との理由のみで、それらを一律にかつ広範囲に制限することが適切なのか。